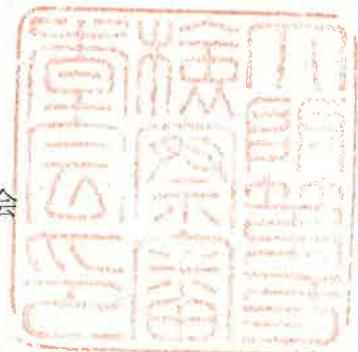


大阪第一検審第40号

平成31年3月29日

審査申立人 上脇博之
審査申立代理人弁護士 阪口徳雄様



大阪第一検察審査会

議決の要旨について（通知）

被疑者氏名不詳者外9名に対する有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄被疑事件の不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は、平成31年3月15日に議決しましたので、その要旨を別添のとおり送付します。

なお、申立人及び他の代理人に議決の要旨の通知はしておりませんので申し添えます。

（添付書類）

議決の要旨 1部

平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 10 号

申立書記載罪名 有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄
検察官裁定罪名 有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 9 号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 10 号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 11 号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 12 号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 13 号

以上、検察官裁定罪名 有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄

議 決 年 月 日 平成 31 年 3 月 15 日

議決書作成年月日 平成 31 年 3 月 28 日

議 決 の 要 旨

審査申立人

上 脇 博 之

審査申立代理人

阪 口 徳 雄, 徳 井 義 幸, 高須賀 彦 人,

菅 野 園 子, 小 林 徹 也, 愛 須 勝 也,

岩 佐 賢 次, 前 川 拓 郎

被疑者（平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 9 号）

氏名不詳者

被疑者（平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 10 号）

佐 川 宣 壽

被疑者（平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 10 号）

小 西 昭 夫

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第10号）

中 村 稔

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第10号）

田 村 嘉 啓

被疑者（平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第11号）

和 田 直 之

被疑者（平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第12号）

河 野 茂 樹

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第10号）

松 本 裕 司

被疑者（平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第13号）

前 西 勇 人

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第10号）

三 好 泰 介

不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 検察官検事 伊 吹 栄 治

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 葛 井 重 直

上記被疑者らに対する有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄被疑事件（大阪地検平成30年検第8508号ないし8517号）につき、平成30年5月31日上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第10号（大阪地検平成30年検第8509号、8511号、8512号、8515号、8517号）の申立て及び当検察審査会が職権で立件した平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第9号ないし13号（大阪地検平成30年検第8508号、8510号、8513号、8514号、8516号）を併合して審査を行い、

次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

1 有印公文書変造・同行使罪について

- (1) 被疑者佐川宣壽、同中村稔及び同田村嘉啓に対する本件各不起訴処分はいずれも不当である。
- (2) 被疑者氏名不詳者、同小西昭夫、同和田直之、同河野茂樹、同松本裕司、同前西勇人及び同三好泰介に対する本件各不起訴処分はいずれも相当である。

2 公用文書毀棄罪について

- (1) 被疑者佐川宣壽、同中村稔及び同田村嘉啓に対する本件各不起訴処分はいずれも不当である。
- (2) 被疑者氏名不詳者、同小西昭夫、同和田直之、同河野茂樹、同松本裕司、同前西勇人及び同三好泰介に対する本件各不起訴処分はいずれも相当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者らは、共謀の上、行使の目的で、平成29年2月下旬頃から同年4月頃までの間、東京都千代田区内の財務省及び大阪市内の近畿財務局において、国が学校法人森友学園との間で売買契約を締結した大阪府豊中市所在の国有地（以下「本件土地」という。）の処分に関する財務省理財局及び近畿財務局がそれぞれ作成した特例承認申請決議書につき

- (1) それら文書の記載のうち、総理大臣夫人に関する記載を全て削除して変造し、その写しを国会に提出するなどして行使した。
- (2) 変造前の文書を隠匿した。

2 檢察審査会の判断

当検察審査会が、本件各不起訴処分について判断した理由は、次のとおりである。

(1) 有印公文書変造・同行使罪について

ア 検察官は、有印公文書変造・同行使罪の成立のポイントである本件決裁文書の作成権限の有無について、被疑者らにその権限が全くないとは言い切れないというあいまいな判断しかしていない。

イ 被疑者らの本件決裁文書の作成（修正）権限の有無は別にしても、一旦最終決裁権者の決裁を完了した文書を修正する場合には、その必要性と修正箇所を明らかにした上、再度決裁を了するのが社会的常識であると考えられるところ、今回は、その常識を逸脱した行為がされており、一部の文書については、相当大幅な削除がなされたことにより、第三者の視点から見ても、原本が証明していた内容が変わってしまったとの評価ができることから、変造であると言わざるを得ない。

ウ 各被疑者の判断

前記ア及びイを基に各被疑者について、以下検討する。

(ア) 被疑者佐川宣壽

国有財産行政を所掌する財務省理財局のトップであり、本件行為は自身の国会答弁に起因したものである。

実質的な指揮命令権を有しており、部下の供述等からしても、指示していないという本人の供述に信用性がない。仮に具体的な指示がなかったとしても、その責任は重大である。

(イ) 被疑者中村稔

本件において、財務省理財局全体の取りまとめや対外的な窓口を果たす総務課のトップとして、被疑者佐川に最も近い立場にあり、財務省理財局内及び近畿財務局に伝達する役目を担つ

ていた等、中核的役割を果たしており、責任は重大である。

(ウ) 被疑者田村嘉啓

本件において、被疑者佐川及び被疑者中村の元で、近畿財務局に指示を行うとともに作業を進めている等、深い関与が認められ、責任は重大である。

よって、前記(ア)ないし(ウ)の各被疑者については、その関与の程度及び責任から、いずれも検察官の不起訴処分は納得できない。

(エ) 被疑者松本裕司及び同三好泰介

本件において、財務省理財局の指示において配下職員とともに一定の作業を行っていたが、上からの命令に逆らえなかつたのではないかと感じられることから、その責任は問えない。

(オ) 被疑者氏名不詳者、同小西昭夫、同和田直之、同河野茂樹及び同前西勇人

検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。

(2) 決裁文書の改変に係る公用文書毀棄罪について

ア 本件決裁文書については、いずれも財務省理財局又は近畿財務局管財部が現に使用し、又は使用のために保管していた行政文書であり、公務所の用に供する文書に当たることは明らかであり、検察官もこれを認めている。

イ 一旦決裁を経た本件決裁文書について、事後的に改変を行ったことは、社会的常識から逸脱した行為であり、情報公開請求に対応し、国民の知る権利に応え、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを国民に知らしめる公務員としての職務の遂行を妨げる行為であるといえるので、公用文書毀棄罪が成立すると考える。

ウ 各被疑者の判断

前記ア及びイを基に各被疑者について、以下検討する。

(ア) 被疑者佐川宣壽

国有財産行政を所掌する財務省理財局のトップであり、本件行為は自身の国会答弁に起因したものである。

実質的な指揮命令権を有しており、部下の供述等からしても、指示していないという本人の供述に信用性がない。仮に具体的な指示がなかったとしても、その責任は重大である。

(イ) 被疑者中村稔

本件において、財務省理財局全体の取りまとめや対外的な窓口を果たす総務課のトップとして、被疑者佐川に最も近い立場にあり、財務省理財局内及び近畿財務局に伝達する役目を担っていた等、中核的役割を果たしており、責任は重大である。

(ウ) 被疑者田村嘉啓

本件において、被疑者佐川及び被疑者中村の元で、近畿財務局に指示を行うとともに作業を進めている等、深い関与が認められ、責任は重大である。

よって、前記(ア)ないし(ウ)の各被疑者については、その関与の程度及び責任から、いずれも検察官の不起訴処分は納得できない。

(エ) 被疑者松本裕司及び同三好泰介

本件において、財務省理財局の指示において配下職員とともに一定の作業を行っていたが、上からの命令に逆らえなかつたのではないかと感じられることから、その責任は問えない。

(オ) 被疑者氏名不詳者、同小西昭夫、同和田直之、同河野茂樹及び同前西勇人

検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。

よって、職権審査事件については、本件不起訴記録、申立審査事件については、本件不起訴記録並びに審査申立書及び審査申立人が提出した

資料等を精査し、慎重に審査した結果、上記趣旨のとおり議決するものであるが、当検察審査会として最後に付言すると、一旦決裁を経た決裁文書を改ざんする行為は、一般市民感覚からすると、いかなる理由があっても許されることではなく、言語道断の行為と考えるものである。

大阪第一検察審査会

